

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-11号
2	公募日	令和8年3月23日
3	契約担当者	能代市水道事業 能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	水道工事現場管理等業務委託(5月以降分)
5	業務場所	能代市都市整備部水道課
6	履行期間	令和8年5月1日～令和9年3月31日
7	当該業務の主管課	都市整備部 水道課 電 話 番 号 0185-52-5221 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	水道工事現場管理及び設計図書の作成等 ※仕様書等の詳細については、公募文とともにすべて掲載しています
10	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <p>(1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で掲載されている者であること。</p> <p>(2) 能代市内に契約の締結出来る営業所を有していること。</p> <p>(3) 令和8・9年物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること。</p> <p>(4) 本市の指名停止期間でないこと。</p> <p>(5) 本業務に測量士又は測量士補の資格を有するものを配置できること。</p>
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする。
12	入札予定日	令和8年4月3日 (金) 午前10時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	<p>(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり</p> <p>(2) 参加申込書に10(5)の資格を有していることを証する書類を添付すること。</p>

入札スケジュール 件名：水道工事現場管理等業務委託(5月以降分)

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年3月23日（月）正午から 令和8年3月25日（水）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年3月23日（月）正午から 令和8年3月25日（水）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年3月23日（月）正午から 令和8年3月27日（金）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年3月27日（金）午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年3月31日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年4月3日（金）午前10時40分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-11号		
物 品 (業 務) 名	水道工事現場管理等業務委託(5月以降分)		
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名		
	電 話 番 号		F A X 番 号

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 齊藤滋宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	水道工事現場管理等業務委託（5月以降分）
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

令和 8 年度

公 共 事 業

委 託 設 計 書

能代市

	次 長	次 長	課 長	参 事	課長補佐	係 長	精 算 者	設 計 者	係 員
着 工 完 成 期 日									
委 託 番 号	第 号		自 令和 8 年 5 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日		摘 要				
幹 線 名 路 線 名 等									
施 行 位 置	能代市都市整備部水道課								
委 託 名	水道工事現場管理等業務委託（5月以降分）								
委 託 費	金 円也								
委 託 概 要	<ol style="list-style-type: none">1. 工事現場と設計書の照合及び工事の変更等に関する事2. 工事完成に係る作業に関する事3. 工事の報告書等に係る作業に関する事4. その他発注者から指示された作業に関する事								

執行年度	令和 8 年度
委託名	水道工事現場管理等業務委託（5月以降分）
変更回数	
諸経費区分	公共委託 令和07年度
工種区分	諸経費一律
単価適用年月日	令和08年02月01日付 実施単価表
単価地区	山本地区
機損適用年月日	令和07年10月01日付 公共 B地区
歩掛適用年月日	令和07年10月 公共歩掛
備考	

水道工事現場管理等業務委託 仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は水道工事現場管理等業務委託（以下「業務委託」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務委託)

第2条 業務委託は、水道工事現場管理及び設計図書の作成等とする。

(業務委託の履行場所)

第3条 業務委託の履行場所は、能代市役所都市整備部水道課とする。

(契約期間)

第4条 業務委託の期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。

(業務委託の履行義務)

第5条 受注者は、発注者の業務を代行するものであるから特に人選を厳にし、契約書及び仕様書に基づき、業務委託を完全に履行しなければならない。

2 受注者は、この仕様書に定めのない事項であっても業務委託遂行上、必要と認められる事項については、契約金額の範囲内において実施するものとする。

(指示の履行)

第6条 受注者は、発注者の指示に従い相互に協調して業務を円滑に遂行しなければならない。

(経費の分担)

第7条 業務委託の履行に必要な経費のうち機器、材料、消耗品等については、発注者の負担とする。

(施設等の使用)

第8条 業務委託の遂行上必要な事務室は無償供用するが、備付器具の破損等は受注者が弁償するものとする。

(業務委託内容)

第9条 業務委託の内容は、次のとおりとする。

- 1 工事現場と設計書の照合に関すること
- 2 工事の変更等に関すること
 - イ 報告書類の取りまとめ
 - ロ 現場管理（工程、高さ、延長等）
 - ハ 設計図書の作成（設計書、図面等）
- 3 工事完成に係る作業に関すること

- イ 完成図書の集約、補足
- ロ 検査のための事前準備
- 4 工事報告書等に係る作業に関すること
 - イ 設計書、図面の作成
 - ロ 台帳原稿整理
- 5 その他発注者から指示された作業に関すること

(業務委託に従事する技師の承認取消し)

- 第10条 受注者は、業務委託を円滑に遂行するため、経験を有する者（以下「技師」という。）を適正に配置しておかなければならない。
- 2 受注者は業務委託履行上、技師となるべき者の氏名、年齢、職種、経歴、保有資格、免許を記載した書類を提出し、発注者の承認を得た人員を1名以上常時配置しなければならない。なお、技師を交替する場合も同様とする。
 - 3 発注者は業務の処理に著しく不適格と認められる者があるときは、その承認を取消すものとする。この場合、受注者はただちに後任者について承認を受け、業務に従事させなければならない。

(業務委託の時間等)

- 第11条 受注者は、能代市の休日を定める条例（平成18年3月21日能代市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除いた日に、第3条に規定する場所に技師に従事させなければならないものとする。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。
- 2 従事する時間は午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
 - 3 第2項の規定にかかわらず、緊急事態の発生、その他必要があるときは受注者は発注者の指示に従って、業務を行わなければならない。

(労務管理)

- 第12条 受注者は技師の労務管理の一切の責任を負うものとする。

(技師の安全管理)

- 第13条 業務上危険性が伴う作業について、受注者は技師に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めなければならない。

(書類の提出)

- 第14条 受注者は、発注者から前条に定める書類または業務委託の履行上、必要と認められる書類の提出を求められた場合は、速やかに発注者に提出しなければならない。